（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

（４）地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進に当たって、特に周辺の地域の生活環境の保持を図るべき区域

５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略
①
②
③

（２）選定の理由
①
②
③

（３）地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種
①
②
③

（４）指定の理由
①
②
③

６　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

（２）制度の整備に関する事項
①
②

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）
①
②

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応
①
②

（５）その他の事業環境整備に関する事項
①
②

（６）実施スケジュール

取組事項	年度	年度・・・・	年度 （最終年度）
【制度の整備】			
①			
②			
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①			
②			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①			
②			
【その他】			
①			
②			

７　地域経済牽引事業用地整備を行う場合にあっては、その地域経済牽引事業用地整備に関する事項

（１）地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域

（２）地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域の有する産業用地としての特性及びその設定の理由